

## 議事第2号

### 野田市公共下水道事業受益者負担報奨金の見直しについて

#### 1 野田市の受益者負担報奨金について

受益者負担金は、土地の所有者の方々に、下水道の建設費の一部として土地の面積に応じて一度限りの負担をいただき、整備を促進しようとする制度です。下水道が整備されると生活環境が良くなり土地の利用価値が高まります。

次に受益者負担金報奨金制度は、受益者負担金の早期確保や納付意識の向上などを目的として、野田市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例及び野田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則に基づき行っています。

##### (1) 前納報奨金制度について

- ① 5年分を初年度の第1期に一括して納付した場合、約27%の報奨金を交付
- ② 1年分を毎年度の第1期に一括して納付した場合は、年額の約3%の報奨金を交付
- ③ 納期限を過ぎると報奨金を減額
- ④ 徴収猶予の土地は徴収猶予を解除するときに猶予したときの制度で報奨金を交付

※負担金総額を初年度の第1期に一括して納付していただくと最高約27%の「前納報奨金」が交付されます。

例) 負担額が10万円の場合、全額の初年度の第1期の納期に納付した場合は27,250円の報奨金が交付されますので、実際に納付する額は、72,750円となります

##### (2) 前納報奨金の利用状況

	負担金 件数	5年 一括	%	1年 一括	%	分割	%
令和元年度	257	242	94.2	2	0.8	13	5
平成30年度	270	234	86.6	9	3.8	25	10.6
平成29年度	404	364	90.1	6	1.5	34	8.4

◎前納報奨金支出額 令和元年度 10,707,670円  
平成30年度 11,020,250円  
平成29年度 28,578,320円

## 2 近隣市の状況について

柏市及び流山市では報奨金制度がありますが、柏市では報奨金制度を廃止することとしています。また、流山市では下水道整備が令和6年度で完了予定であることから見直す予定はないとのことです。

松戸市、鎌ヶ谷市、我孫子市、浦安市、市川市、船橋市では報奨金制度がありません。

市	制度	内 容
柏 市	有り	約 10% 令和元年 11 月開催の柏市下水道事業経営委員会において、報奨金制度を廃止することが答申されました。適切な移行期間を設けて実施するため実施時期については検討中 平成 9 年度まで約 27%、平成 13 年度まで約 16%、平成 18 年度から約 10%
流 山 市	有り	10% 令和 6 年度で整備が完了する予定であることから、報奨金制度を見直す予定はない。 平成 9 年度頃まで 20%、平成 10 年度頃から 10%
市 川 市	無し	平成 4 年度まで 18%、平成 6 年度まで 9%、平成 7 年度廃止
船 橋 市	無し	当初から制度は設けていない
松 戸 市	無し	当初から制度は設けていない
我孫子市	無し	当初から制度は設けていない
鎌ヶ谷市	無し	平成 21 年度廃止（廃止前約 18%）
浦 安 市	無し	当初から制度は設けていない

### ◎近隣市の受益者負担金の現年度収納状況について

	収納率
柏 市	97.34
流 山 市	100
市 川 市	97.48
船 橋 市	97.68
松 戸 市	100
我孫子市	97.44
鎌ヶ谷市	98.97
浦 安 市	—
野 田 市	97.28

### 3 受益者負担金前納報奨金の見直しについて

前納報奨金制度の現状は、約9割の方が利用していることから報奨金の支出額も約1,000万円から2,800万円となっており、制度を利用している方の収納率は概ね100%となっています。

しかしながら、前納報奨金の制度を実施していない近隣市と比較した場合、現年度の収納率に差はありません。

また、前納報奨金制度は、負担金の早期確保や納付意識の向上に成果をあげてきましたが、納付したくても一括納付する資力がない方には本制度の恩恵がなく、納付の公平性に欠けるなどの問題点があると考えます。

なお、下水道事業は令和2年4月1日から地方公営企業法に財務適用となり、健全な経営や経営の合理化、経営状況の可視化を図り、将来に渡って安定したサービスの提供が市民の皆様が可能となる経営体制作りを目指す観点等から、以下の見直し方針は令和3年3月に策定予定である野田市下水道事業経営戦略（計画期間令和3年～12年）の見直し時期である令和7年度までとし、同年度において新たな方針を検討することとします。

#### [見直し方針（案）]

- (1) 全額一括納付で、賦課した年度の第1期の納期限までに納入された場合のみ、第2期分から第20期分までの19回分の合計金額の10%を報奨金として交付する。
  - ・5年一括の前納報奨金を現行の27%から10%に引き下げる。
  - ・1年一括の前納報奨金を廃止する。
- (2) 賦課した年度の第1期の納期限を過ぎると報奨金は交付しない。
- (3) 徴収猶予の土地については、猶予解除後は報奨金は交付しない。
- (4) 経過措置
  - ①令和3年度までに徴収猶予を認定された土地については、従前の制度を適用する。
  - ②令和3年度までに1年一括の前納報奨金制度の申請をした方は、従前の制度を適用する。
- (5) 施行日：令和4年4月1日から実施する。なお、令和7年度に新たな方針（廃止等）を検討し見直しを行うものとする。

## 《参考》根拠例規

### ●野田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

#### 第7条第4項

負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が納期前の納付の申出をしたときはこと限りでない。

### ●野田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

#### 第7条第1項

市長は、受益者が条例第7条第4項ただし書に規定する納期前の納付をしたときは、初年度の第2期から5年度の第4期までに納付すべきであった負担金の100分の1にそれぞれの納期前の月数（1月未満の端数がある場合においては14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額の報奨金を交付する。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

2 前項の報奨金は、国又は地方公共団体については、これを交付しない。

## 野田市公共下水道事業の概要及び整備状況について

### 1 公共下水道（污水）整備計画の概要

下水道計画は、河川等の公共用水域の水質汚濁が社会問題となった昭和 42 年に公害対策基本法（現：環境基本法 平成 5 年制定）が制定され、その中で公共下水道は、水質汚濁を防止する基本的施策として位置付けられ、政府はその整備推進するための措置を講じなければならないと規定されました。

その後、昭和 45 年に下水道法の一部が改正され、水質の環境基準が定められた公共用水域のうち、その水質汚濁が 2 以上の市町村から排出される汚水によるもので、広域的な観点から下水道の整備によって、水質環境基準を満たす必要があると認められるものについて、都道府県は流域別下水道整備総合計画を定めなければならない旨の規定が追加されました。これにより、江戸川左岸流域下水道整備総合計画が千葉県により策定され、江戸川左岸に沿った野田市から市川市までの 8 市（※ 1）にわたる汚水を広域的に集めて処理することになりました。【次頁参照】

野田市では、この江戸川左岸流域関連公共下水道の関連市として、全体計画を策定し、昭和 48 年に下水道整備事業に着手し現在も整備を推進しております。

野田市の公共下水道計画（污水）は、平成 15 年 6 月に関宿町との合併により、全体計画面積 4,184.3ha、污水計画人口 132 千人、目標年次を令和 6 年とし、野田地域では、福田地区及び川間地区の一部の区域を除いた、主に国道 16 号線と江戸川で挟まれた区域を計画の範囲としています。関宿地域では、現在の市街化区域と市街化調整区域に点在する住宅密集地区が全体計画区域となっています。

また、下水道の整備を行うための事業認可面積は、現在 2,159.9ha を取得し汚水整備を進めており、令和 2 年 4 月 1 日現在で供用開始をした面積は 1,814.96 ha、下水道普及率は 79.30%（※ 2）となっております。

※ 1：8 市 野田市・柏市・流山市・松戸市・鎌ヶ谷市・市川市  
船橋市・浦安市

※ 2：下水道普及率の 79.30%は下水道全体計画区域の計画人口を基にしたものであり、行政区域内人口を基にすると 67.88%になります。



## 2 野田市公共下水道整備について

### (1) 令和元年度整備実績及び令和2年度整備について

概要：下水道管渠の整備を図り、都市の健全な発展及び生活環境の改善、公衆衛生の向上に寄与するとともに、河川等の公共用水域の水質保全を図る。

	元年度（実績）	2年度
整備内容	○整備面積 55.53ha ○整備延長 5.8km	○整備面積 16.2ha ○整備延長 5.1km
	下水道普及率79.30%（※） 【67.88%（+1.38%）】	下水道普及率80.04%（※） 【68.59%（+0.71%）】

※普及率の79.30%と80.04%は下水道全体計画区域の計画人口を基にしたものであり、行政区内人口を基にすると【 】の67.88%と68.59%になります。

### (2) 令和2年度整備予定箇所について

公共下水道（污水）の整備箇所は次のとおりです。

	施工予定箇所	工事延長
1	尾崎字堂山地先	L = 358m
2	七光台地先	L = 641m
3	清水字貝塚地先	L = 452m
4	柳沢新田字山之内地先	L = 403m
6	鶴奉字庚申塚地先	L = 98m
7	野田字山王山下地先	L = 93m
8	山崎字上里地先	L = 185m
9	山崎字下里地先	L = 944m
10	山崎字宿里地先	L = 296m
11	山崎字島地先	L = 353m
12	山崎字東大崎地先	L = 200m
13	山崎字山崎新田地先	L = 355m
14	山崎字東亀山地先	L = 408m
15	大殿井字真福寺谷津地先	L = 313m

# 令和2年度 公共下水道整備(污水)予定

茨城県

埼玉県

利根川

江戸川

利根運河

1. 尾崎字堂山地先  
工事延長 L=358m

2. 七光台地先  
工事延長 L=641m

3. 清水字貝塚地先  
工事延長 L=452m

4. 柳沢新田字山ノ内地先  
工事延長 L=403m

6. 野田字山王山下地先  
工事延長 L=93m

5. 鶴奉字庚申塚地先  
工事延長 L=98m

7. 山崎字上里地先  
工事延長 L=43m

8. 山崎字下里地先  
工事延長 L=944m

14. 大殿井字真福寺谷津地先  
工事延長 L=313m

10. 山崎字島地先  
工事延長 L=496m

11. 山崎字東大崎地先  
工事延長 L=200m

9. 山崎字宿里地先  
工事延長 L=296m

12. 山崎字宿山崎新田地先  
工事延長 L=355m

13. 山崎字東亀山地先  
工事延長 L=408m

凡例	
全体計画区域	
処理分区域	
市街化区域	
認可区域	
流域下水道幹線	
公共下水道幹線	
公共下水道幹線	
公共下水道幹線	
令和2年度工事箇所	
過年度整備済み区域	

凡例	
	全体計画区域
	事業認可区域



## 報告第2号

### 野田市公共下水道事業財政状況について

#### 1 財源の仕組み

下水道事業を執行・運営していくためには、建設費及び維持管理費が必要となります。

建設費については、国庫補助金、企業債、下水道使用料及び受益者負担金等により、また維持管理費については、下水道使用料及び一般会計繰入金により賄われています。

##### (1) 建設財源

###### ア 国庫補助金

下水道の公共的役割に鑑み、公共事業として、国家的見地から、その整備の推進を図るため、雨水及び汚水に係る施設の基幹的部分を地方公共団体に補助しているものです。

###### イ 企業債

下水道はその事業効果が相当長期にわたる公共施設であるため、下水道の建設に当たっては、世代間の負担の公平化等の観点から、企業債の充当が行われています。

###### ウ 下水道使用料

建設財源のうち国庫補助金、企業債、受益者負担金で充てられた以外の部分について、下水道使用料が充てられています。

###### エ 受益者負担金

都市計画法第75条の規定に基づき徴収するもので、都市計画事業として行われる下水道事業について、地方公共団体が条例を定めて徴収しているものです。

##### (2) 維持管理費財源

###### ア 下水道使用料

汚水に係わる経費（維持管理費及び資本費）については、条例で定めるところにより、公共下水道の使用人から使用料を徴収しています。

###### イ 一般会計繰入金

雨水に係わる経費や分流式下水道等に要する経費等公費で負担すべき部分及び使用料収入で不足する部分については、一般会計からの繰入金が充てられています。

## 2 各年度の実績

	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年度
有収水量 (m <sup>3</sup> )	8,320,654	8,415,624	8,680,633	8,791,611	8,937,633
使用料収入 (千円)	1,248,852	1,257,414	1,305,984	1,321,364	1,122,171 ※3
下水道管理費 (千円)	2,086,896	2,096,850	2,103,257	2,096,624	1,900,997
うち維持管理費 (千円)	822,245	850,035	866,417	884,273	831,157
うち資本費 (千円)	1,264,651	1,246,815	1,236,840	1,212,351	1,069,840
資本費算入率※1	33.73%	32.67%	35.54%	36.05%	27.20%
一般会計繰入金 (千円)	1,355,500	1,381,099	1,235,000	1,176,600	1,163,698
使用料単価 (円) ※2	150.09	149.41	150.45	150.30	125.56

※1：資本費参入率 (%) = (使用料－維持管理費) ÷ 資本費

※2：使用料単価 (円/m<sup>3</sup>) = 使用料収入 ÷ 有収水量 (汚水量)

※3：令和元年度は令和2年3月31日時点の打切決算による額のため、使用料収入には出納整理期間(4～5月)における収入額が含まれていません。

### ●有収水量 (汚水量) の内訳

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
大口使用者 (m <sup>3</sup> )	943,236	940,833	964,250	1,009,004	1,009,747
一般使用者 (m <sup>3</sup> )	7,377,418	7,474,791	7,716,383	7,760,870	7,927,886

### ●使用料収入の内訳

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
大口使用者 (千円)	292,904	286,677	300,865	313,524	267,159
一般使用者 (千円)	925,235	944,217	971,193	975,812	821,169
過年度分 (千円)	30,713	26,520	33,926	32,028	33,843
合計 (千円)	1,248,852	1,257,414	1,305,984	1,321,364	1,122,171

#### (1) 有収水量及び使用料収入

有収水量 (汚水量) については増加傾向にあります。大口使用者 (1日の汚水量が 15 m<sup>3</sup>以上の事業) が対前年度比において 0.07%程の増 (743 m<sup>3</sup>増) となっています。また、一般使用者 (各家庭) においても、下水道管渠の枝線整備による新規接続件数が発生したため、一般使用者 (各家庭) での汚水量が対前年度比において 2.15%増 (167,016 m<sup>3</sup>増) となっています。

令和元年度は令和2年3月31日時点の打切決算による額のため、使用料収入には出納整理期間 (4～5月) における収入額が含まれていません。

今後の使用料収入では、令和2年度の調定汚水量見込みが約 909 万 m<sup>3</sup>、調定額見込みが約 13 億 7,900 万円であり、使用料単価の見込額は 151.70 円程度

と予測しています。

## (2) 維持管理費及び資本費

下水道管理費では下水道施設の拡充や既設管等の老朽化に伴う管渠調査や補修等で年々増加傾向となる状況ではありますが、極力出費を抑える努力をしています。

今後の維持管理費については、引き続き既設管やポンプ施設等の老朽化に伴う管渠及び施設の調査やその結果に基づく修繕または更新の費用で増加傾向となりますが、ストックマネジメント計画に基づく国庫補助金や企業債等の特定財源を活用し、市の負担を抑えた計画的な更新等、今後の維持管理の最適化を図りながら進めます。

資本費では、現在下水道普及率が79.30%（令和2年4月）（※1）となっておりますが、まだ、市街化区域全域の整備も終了していない等、さらに整備を進める必要があることから、今後も企業債等の財源を確保しながら事業を推進していく予定です。

このような企業債の償還は今後も継続されますが、事業に充てる企業債については借入額を毎年度の元金償還額以内に抑え、企業債残高を増大させないようにし、後年度の償還額の負担増大を抑えます。

※1：下水道普及率の79.30%は下水道全体計画区域の計画人口を基にしたものであり、行政区域内人口を基にすると67.88%になります。

## (3) 資本費算入率

資本費算入率（※2）は、令和元年度については下水道事業特別会計打切り決算により下水道使用料の出納整理期間（4～5月）における収入が含まれていないことから、実績が27.20%となりますが、出納整理期間の使用料収入を含めた資本費参入率では、資本費にかかわる企業債の元利償還金が減少していることから約45%となりました。

今後も維持管理費を抑え、新規接続の使用料収入実績に加え、さらに、令和2年度中には、中里工業団地の下水道接続により使用料収入が増加することから資本費算入率も上昇傾向になる見込みです。

※2 資本費算入率について 公共下水道の建設や維持管理にかかる費用に関しては、汚水の処理は特定の使用者が利益を受けるので下水道使用者が下水道使用料で負担するのが原則です。汚水処理にかかる費用には、維持管理費と資本費（下水道建設のために借り入れた市債の元利償還金）があり、本来は使用料収入により負担すべきものです。

下水道使用料は、千葉県からの通知（昭和61年度）では、国土交通省の指針をもとに、「資本費の50%を使用料で徴収すべきである。」とされています。

#### (4) 一般会計繰入金

一般会計繰入金については、雨水に係わる経費と各年度の汚水処理に対して使用料収入で賄えない部分についての繰入金としました。

今後も一層、一般会計への負担軽減が図られるよう努めてまいります。なお、上記の一般会計繰入金額は雨水に係わる経費等も含まれて計上されており、決算書等の一般会計繰入金額と同額です。

### 3 企業会計移行に伴う今後の下水道事業会計について

令和2年4月1日より下水道事業が企業会計へ移行したことから、令和2年度以降の下水道事業の会計については、従来の官庁会計である下水道事業特別会計から公営企業会計の下水道事業会計に変わりました。

このことにより、今後は決算書において確定した損益計算書や貸借対照表、そしてキャッシュ・フロー計算書等を作成し、それらから経営状況を把握し分析することができます。

このように、今回の公営企業会計への移行により下水道事業に企業会計方式が導入されましたが、今までどおり下水道管渠の整備を行い、都市の健全な発展及び生活環境の改善、公衆衛生の向上に寄与するとともに、河川等の公共用水域の水質保全を図るという下水道事業の整備に対する計画は変わりなく行ってまいります。